

平成 28 年 1 月 29 日
消 防 庁

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等に対する意見募集の結果及び改正告示の公布

消防庁では、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等」の内容について平成 27 年 11 月 14 日から平成 27 年 12 月 14 日までの間、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）」の内容について平成 27 年 11 月 26 日から平成 27 年 12 月 25 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、前者については 32 件、後者については 2 件の御意見をいただきました。このたび、それらに対する考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

また、これらの意見募集の結果等を踏まえて検討し、本日、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」等を公布しましたので併せてお知らせします。

1 主な改正内容

今回の「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」等における主な改正事項は、以下のとおりです。

- ・ 延べ面積 275 平方メートル未満の施設に対応した新たなパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を規定する。
- ・ 従来型のパッケージ型自動消火設備を基準面積（消防法施行令第 12 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する床面積の合計）が 1,000 平方メートル未満の施設に設置する場合の技術上の基準について、所要の整備を行う。

2 意見募集の結果

「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等」の内容について平成 27 年 11 月 14 日から平成 27 年 12 月 14 日までの間、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）」の内容について平成 27 年 11 月 26 日から平成 27 年 12 月 25 日までの間、意見を募集したところ、前者については 32 件、後者については 2 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 告示の公布

消防庁では、これらの意見募集の結果等を踏まえて検討し、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」等を平成 28 年 1 月 29 日に公布しました。



（事務連絡先）

消防庁予防課 五月女補佐、境

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等について

平成 28 年 1 月
消 防 庁 予 防 課

※ 【改正内容】（（３）①及び（８）を除く。）及び【経過措置】は平成 27 年 11 月 14 日から 12 月 14 日までの間に意見募集を行った「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等」に対応する部分、
【改正内容】（３）①及び（８）は平成 27 年 11 月 26 日から 12 月 25 日までの間に意見募集を行った「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）」に対応する部分です。

【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）及び消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号の規定により、自力で避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところ。

これに伴い、小規模な施設においてもスプリンクラー設備の設置が必要となるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な施設も想定されるところ、有識者等による議論を踏まえ、スプリンクラー設備に代えて、小規模な施設にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備することが適当とされたもの。

このことについて、当該設備の消火性能に係る技術開発の動向を踏まえ検討を進めてきたところであるが、今般、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成 16 年消防庁告示第 13 号）等の一部を改正し、延べ面積 275 平方メートル未満の施設に対応したパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を新たに定めるとともに、従来のパッケージ型自動消火設備を基準面積（令第 12 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が 1,000 平方メートル未満の施設に設置する場合の技術上の基準について所要の整備を行うもの。

【改正内容】

（１）用語の意義

- ① 従来の基準における性能を有するパッケージ型自動消火設備をⅠ型と定義すること。
- ② （５）、（１１）及び（１２）に定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をⅡ型と定義すること。

（２）パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

- ① Ⅰ型は、令第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 9 号から第 12 号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第 12 条第 2 項第 2 号ロに規定する部分を除

く。)のうち、令別表第1(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が10,000平方メートル以下のものに設置することができること。

- ② II型は、令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が275平方メートル未満のもの（易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）に設置することができること。

（3）設置及び維持に関する技術上の基準

- ① I型の消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を2以上の隣接する同時放射区域において共有することができる場合として、以下の場合を追加すること。
- ・ 既に隣接する同時放射区域間の設備の共有が認められている場合のほか、基準面積が1,000平方メートル未満の防火対象物又はその部分に設置する場合であって、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合
- ※ この場合においても、従前から求められている以下の要件を満たすこと。
- イ) 共用する2以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有効に感知することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放射できるパッケージ型自動消火設備を用いること。
 - ロ) 作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内においても30秒以内に消火薬剤を放射することができるパッケージ型自動消火設備を用いること。
- ② II型にあつては、消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を2以上の同時放射区域において共用することができないこと。
- ③ パッケージ型自動消火設備の放出口は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第13条第3項各号に掲げる部分以外の部分に設けることとする。
- ④ (13)③の火災拡大抑制試験において、不燃性能を有する材料で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げをした試験室のみを用いて消火性能を判定したII型の放出口にあつては、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを当該材料と同等以上の不燃性能を有する材料でした部分にのみ設けることができること。

（4）設置及び維持に関する基準の細目

- ① II型にあつては、床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、2.5メートル（(13)の消火試験を行った結果、2.5メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあつては、当該高さ）以下とすること。
- ② II型の受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）は、これらを難燃性の箱に収納する場合にあつては、点検に便利な箇所に設置すれば足りること。

(5) パッケージ型自動消火設備の性能等

主電源に電池を用いないこと。ただし、以下に適合するⅡ型について、当該設備を有効に作動させることができる容量を有する電池を用いる場合は、この限りでないこと。

イ) 電池の交換が容易にできること。

ロ) 電池の電圧がパッケージ型自動消火設備を有効に作動できる電圧の下限値となったことを 72 時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を 72 時間以上音等により伝達することができること。

(6) 放出口及び放出導管

Ⅱ型にあつては、消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあつては、消火薬剤と加圧用ガス）を貯蔵する容器から放出口までの放出導管の長さは、10 メートル以下とすること。

(7) 消火薬剤貯蔵容器等

Ⅱ型にあつては、消火薬剤の放射を停止することができる措置を要しないこと。

(8) 受信装置

1 の警戒区域から 2 以上の異なる火災信号を受信し、作動装置等に起動信号を発信した後において、異なる警戒区域から 2 以上の異なる火災信号を受信した場合には、起動信号を発信しなくてもよいこと。

(9) 非常電源

Ⅱ型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、非常電源を要しないこと。

(10) 絶縁抵抗等

Ⅱ型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、電圧を、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下の範囲内で変動させた場合に、機能に異常を生じないこと。

(11) 放射性能

Ⅱ型にあつては、充填された消火薬剤の容量又は質量の 90 パーセント以上の量を放射できること。

(12) 消火性能

Ⅱ型の消火性能については、(13) の第 1 消火試験、第 2 消火試験及び火災拡大抑制試験に適合するものとする。

(13) 消火試験

① Ⅱ型における第 1 消火試験は以下のイからハまでにより行い、その判定はニにより行うこと。

イ) 厚さ 4 ミリメートルのラワン合板を用いた壁体模型 2 個及び別図 2 に示す C 模型 2 個を別図 3 に示す位置に置くこと。

ロ) 放出口を別図 3 に示す位置に取り付けること。

ハ) 各 C 模型全体にそれぞれエタノール 50 ミリリットルを散布し、点火すること。

- 二) 消火薬剤の放射が終了してから 1 分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから 2 分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- ② II 型における第 2 消火試験は以下のイからハまでにより行い、その判定は二により行うこと。
- イ) 別図 4 に示す D 模型を別図 5 に示す位置に置くこと。
- ロ) 放出口を別図 5 に示す位置に取り付けること。
- ハ) D 模型の燃焼なべに、1.5 リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、5 分間予燃した後に試験を開始すること。
- 二) 消火薬剤の放射が終了してから 1 分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから 2 分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- ③ II 型における火災拡大抑制試験は以下のイからホまでにより行い、その判定はへにより行うこと。
- イ) 別図 6 に示す試験室で試験を行うこと。
- ロ) 別図 7 に示す E 模型及び別図 8 に示す家具模型 2 個を用い、厚さ 6 ミリメートルの不燃材料の上に置くこと。
- ハ) 試験室の天井部に、感知部及びスプリンクラーヘッド（標示温度 72 度で感度種別が 1 種のものに限る。）を別図 6 に示す位置に取り付けること。
- 二) 試験室の天井部に、放出口を、別図 6 に示す試験用同時放射区域を有効に包含するように、かつ、当該区域内に均等に配置されるように取り付けること。
- ホ) 燃焼皿に 0.5 リットルの水及び 0.25 リットルのノルマルヘプタンを入れ点火するとともに、家具模型に点火すること。
- へ) 次の A から D を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- A) 別図 6 に示す熱電対 a 及び熱電対 b において測定された温度が、点火してから 30 分を経過するまでの間、いずれも 315 度を超えないこと。
- B) 別図 6 に示す熱電対 c において測定された温度が、点火してから 30 分を経過するまでの間、93 度を超えず、かつ、2 分間以上継続して 54 度を超えないこと。
- C) 別図 6 に示す熱電対 d において測定された温度が、点火してから 30 分を経過するまでの間、260 度を超えないこと。
- D) 点火してから 30 分を経過するまでの間、試験室に設置されたスプリンクラーヘッドが作動しないこと。

(14) 消火薬剤の種類及び貯蔵量

- ① II 型に使用する消火薬剤の種類は、第 3 種浸潤剤等入り水とすること。
- ② 防護面積が 13 平方メートルである II 型における消火薬剤の貯蔵量は、16 リットル以上とすること。
- ③ II 型にあつては、放射時間に係る条件を設けないこと。

(15) 表示

パッケージ型自動消火設備の見やすい箇所に容易に消えないように表示する事項として、以下のものを新たに追加すること。

- イ) I 型又は II 型の別

ロ)Ⅱ型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、当該電池の種類及び電圧

(16) その他

- ① Ⅱ型の設置及び維持に関するその他の技術上の基準については、Ⅰ型に準ずることとする。
- ② 従来、パッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則第13条第3項各号に掲げる部分にパッケージ型消火設備を設置できることについて、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」において規定していたものを、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成16年消防庁告示第12号)に規定することとしたこと。
- ③ その他所要の規定の整備を行うこと。

【経過措置】

この告示の施行の際現にパッケージ型自動消火設備が設置されている防火対象物若しくは現にパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成29年3月31日までにパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該パッケージ型自動消火設備のうち、(15)に適合しないものに係る技術上の基準については、(15)にかかわらず、なお従前の例によることとする。

【施行期日】

公布の日

【パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見の反映の有無
No. 1	表示に係る規定が無い現行の基準に適合するものとして登録認定機関による認定を既に受けている商品が在庫としてあるため、告示の施行の際、現に存する又は現に工事中のパッケージ型自動消火設備だけでなく、施行後一定期間内に設置工事を開始するものについても、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例によることとする経過措置を設けてほしい。	御意見を踏まえ、告示の施行後一定期間内にパッケージ型自動消火設備の工事を開始するものについて、経過措置を設けることとします。	有
No. 2	Ⅱ型の設置場所として、「易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。」とされているが、Ⅱ型の設置後に家具などを制限することは難しいのではないかと。易燃性の可燃物が存することが判明した場合、スプリンクラー設備やⅠ型を設置するのか。 また、易燃性の可燃物の具体例としてソファであれば、布団を含むベッドも十分該当すると思われるが、居室にソファやベッドを設置禁止にすることは現実的に無理ではないか。	Ⅱ型は、易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められる防火対象物には設置できません。 「易燃性の可燃物が存し消火が困難なもの」については、その趣旨ができるだけ明らかになるよう、通知で示すことを予定しています。	無
No. 3	消火薬剤を放出する圧力源について、減圧警報装置を設置した蓄圧式とすることも可能ではないか。	消火薬剤を放射させる圧力源については、蓄圧式又は加圧式のどちらでも可能としています。	無

No. 4	Ⅱ型は、防護面積が 13 m² (約 8 畳) に対して 16 リットルの消火薬剤を必要としているが、スペース的に余裕がない居室には住環境的にも支障をきたす大きさであるため、設置が困難である。収納のスペースや部屋の使い勝手等にも大きな問題が生じる。 Ⅱ型は 8 畳タイプになると思われるが、一般住戸に多い 6 畳、4 畳半の規模用の小さな製品にできないか。居室の大きさが 20 m² の場合、防護面積 13 m² のⅡ型を 2 基設置するのではなく、Ⅱ型とⅡ型よりも小さいタイプを組み合わせできるようにできないか。 【同趣旨の意見 計 8 件】	Ⅱ型は、13 m ² 以下の居室に対応するものとしています。13 m ² を超える居室にⅡ型を設置する場合は、複数設置していただく必要があります。	無
No. 5	275 m²未満の建物にパッケージ型自動消火設備を設置する場合、物置、洗濯室、脱衣室等に放出口が必要となるのか。 【同趣旨の意見 計 4 件】	パッケージ型自動消火設備の放出口は、消防法施行規則第 13 条第 3 項に掲げる部分以外の部分に設置することとなります。	無
No. 6	Ⅱ型の設置対象を延べ面積 275 m ² 未満ではなく防護面積 275 m ² 未満にすることによって、特定施設水道連結型スプリンクラー設備が必要な延べ面積 300 m ² から 400 m ² までの施設に対象を広げてはどうか。	Ⅱ型は延べ面積 275 m ² 未満の施設に限り設置が可能なものとしており、延べ面積 275 m ² 以上の施設には設置できません。	無
No. 7	基準で求める消火性能を満足すれば、それ以外の消火薬剤 (強化液、第一種機械泡、第二種機械泡、第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水) も使用しても良いのではないかな。 また、全く新しい消火薬剤も考えられるのではないかな。技術革新の閉塞また性能規定の観点から外れてしまう。 【同趣旨の意見 計 2 件】	第三種浸潤剤等入り水以外の消火薬剤については規定していませんが、今後、これらの知見が得られた場合には、検討したいと考えています。	無
No. 8	床面から放出口の取付け面までの高さは、Ⅰ型が 2.4m 以下、Ⅱ型が 2.5m 以下としているが、何故、Ⅰ型とⅡ型で高さが違うのか。	スプリンクラー設備の設置対象となる 275 m ² 未満の社会福祉施設においては、居室の天井高が 2.4m を超える施設が多数存在する実態を踏まえ、Ⅱ型については床面から放出口の取付け面までの高さを 2.5m 以下と規定したものです。	無

No. 9	「易燃性」「難燃性」といった曖昧な文言の使用は、避けるべきではないか。仮に、個別の柔軟な対応を可能とすることを意図しているのであれば、令第29条の4は、消防長又は消防署長がその防火安全性能について認めるもので、仕様規定ではなく性能規定なので、必要な性能が示されていれば現場での柔軟な対応は十分可能である。	「易燃性」の語は消防法施行規則第13条の2第4項第1号ホにおいて、「難燃性」の語は中継器に係る技術上の規格を定める省令第5条第7号へ等において、既に使用されている用語です。 「易燃性の可燃物が存し消火が困難なもの」については、その趣旨ができるだけ明らかになるよう、通知で示すことを予定しています。	無
No. 10	不燃性能を有する材料で仕上げた試験室のみを用いる火災拡大抑制試験については、建築基準法（以下、「建基法」という。）第2条第9号で規定する不燃性能と同義か。 Ⅱ型についても、平成26年7月に施行された改正建築基準法施行令（以下「建基令」という。）で防火上主要な間仕切壁の免除要件となった「自動スプリンクラー設備等」に該当すると考えられ、パッケージ型自動消火設備に係る告示改正に当たり国土交通省と事前調整はされたか。 仕上げの対象範囲は屋内消火栓と同様で、建基法の内装制限とは異なるものとみられる。「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」は消防庁及び国交省が参画してとりまとめられているが、防火上主要な間仕切壁については一定の合理性が図られ、建基令等の改正が行われた一方で、内装についての整理は必要なしということでよい。 また、収納、トイレといったスプリンクラーヘッドが不要な部分の内装についてはどうか。	「不燃性能を有する材料」は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定の時間建基令第108条の2各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料としています。 今回の告示改正に当たっては、国土交通省建築指導課に対して、あらかじめ必要な情報提供を行っています。 放出口を設ける部分以外の部分（消防法施行規則第13条第3項各号に掲げる部分）においては、不燃性能を有する材料により室内の仕上げを行うことは不要です。	無

No. 11	Ⅱ型にあつては、受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等及び中継装置を難燃性の箱に収納すれば、火災等の災害による被害を受けるおそれのある箇所にも設置できるとされているが、火災時の機能や安全性に問題はないのか。何故、Ⅰ型はそれが許されないのか。	Ⅱ型は放出導管の長さが 10m 以下と短く、また、火災を感知してから消火薬剤が放射されるまでの時間が比較的短いことから、消火薬剤貯蔵容器等を難燃性の箱に収納する場合は、点検に便利な箇所に設置すれば足りることとしています。	無
No. 12	本改正に賛成である。 スプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を用いることができるようにするのは、寒冷地等での対応が容易になると考えられる。よってこれは望ましい改正であると考えます。	賛成の御意見として承ります。	無
No. 13	グループホームは支援や介護を受けながらの住まいの場であり、一般住宅と変わらないが、なぜ、高額なパッケージ型自動消火設備を設置しないといけないのか。グループホームには消火器で対応できないのか。 夜間等常時支援者がおり、避難訓練も年 2 回は行っている。 【同趣旨の意見 計 8 件】	スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。 今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあつては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようにすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。 なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。	無
No. 14	パッケージ型自動消火設備の基準は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に比べて過剰な基準ではないか。感知器による警戒、起動でなくスプリンクラーヘッドの感知により消火薬剤の放出する方法で良いのではないか。 誤作動時には居室内の汚損等が考えられる。	パッケージ型自動消火設備は、火災が発生した同時放射区域に係る全ての放出口から同時に消火薬剤を放射する機能を有するため、感知部の作動により起動することとしています。 また、検出方式の異なる 2 以上のセンサーが作動した場合にのみ起動させることにより、消火薬剤の誤放射を避けることとしています。	無

No. 15	くつろげない。眠りの妨げになる。	Ⅱ型は従来のパッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）より小さなものです。 また、パッケージ型自動消火設備は、通常の設置状態において大きな音を生じるものではないと考えられます。	無
No. 16	スプリンクラー設備の設置費用が高く、グループホームについては、国が補助を出さなければ設置は不可能である。 費用が高ければグループホームを増やしていく足かせになる。地域移行が進められなくなってしまうのではないかな。 また、入居拒否を招くなど障害者が住む家を失いかねない。 グループホームの入居者はみな低所得者で、グループホームの報酬は決して高くない。 【同趣旨の意見 計 11 件】	スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。 今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあつては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようにすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。 なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。	無
No. 17	知的障害者グループホームは、公営住宅や一般住宅を利用して 4～5 人で生活を送っているところが多く、10 人・20 人規模の大規模グループホームと根本的に考え方が違う。 貸家でのスプリンクラー設置はグループホームにおいては大家さんから了解がえられない場合あるいは築年数の古いところは取り付けても移転移設の必然性が生じる。 【同趣旨の意見 計 2 件】	スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。 今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあつては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようにすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。 なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。	無

No. 18	特に共同住宅ではスプリンクラー設備も自動消火設備も設置困難であるため、規則 12 条の 2 第 1 項のスプリンクラー設備の設置を不要とできる規定を活用し、耐火構造であれば「200 ㎡以内の住戸区画と内装制限があれば免除」する同項 1 号規定を 1000 ㎡未満の物件にも適用していただきたい。	スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。 今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあつては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようにすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。 なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。	無
No. 19	規則 12 条の 2 第 3 項の通路の告示、「他の居室を通過しないで外廊下に出られること、居室の戸の不燃化」の 2 要件は非現実的であるため、バルコニー等一時避難場所への避難も含め可としていただきたい（105 号、231 号通知では一時避難場所で可）。 不燃の戸については消防では防火戸から派生規定されているが、建基法令では戸やふすまは建具扱いで規制などなく、住宅用の不燃戸は商品化もされていないことから規制を見直していただきたい。	スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。 今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあつては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようにすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。 なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。	無

No. 20	231 号通知は、共同住宅では2階以下にあるグループホームで活用できることを周知するとともに、建築基準法では共同住宅で200㎡区画がある住戸内や戸建て住宅は内装規制そのものがないことから、内装制限されていない住戸も多く、一般住戸を活用する場合は内装制限の緩和も検討いただきたい。	スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。 今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあつては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようにすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。 なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。	無
No. 21	消火薬剤が顔にかかったり、口に入ったりした場合でも安全でなければ設置できないので、安全性について明示していただきたい。	告示において、消火薬剤は著しい毒性又は腐食性を有しないものであつて、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものとするよう規定しています。	無
No. 22	スプリンクラーの設置の猶予期間は平成30年3月までに設置できないかと懸念している。 スプリンクラー設置については、規模に比較してその手続きが煩雑なことなど、特定施設水道連結型スプリンクラーの設置工事をおこなう業者は少ない上に、受けたくないという事業者も多いのが実情である。混乱を防ぐためにも猶予期間の延長をおこなっていただきたい。	今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあつては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようにすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。	無

No. 23	区分4以上の方のグループホームはスプリンクラーの設置義務、また、簡易型のスプリンクラーの検討もなされているとのことであるが、区分1.2.3の方について区分のみでの判断で果たして火災の避難について危険性はないのか。 消火器の使用を含め自力で行うことが出来る出来ない方についても障害支援区分の判定調査では実際には聞かれておらず移動困難・身体介助が必要等だけでわかるものではないのではないか。 より軽費で設置ができる天井取付型自動消火装置でどうか。	スプリンクラー設備の設置義務は、消防法施行令において規定されています。 今回の告示改正は、当該義務のある防火対象物のうち、一定の要件を満たすものにあつては、スプリンクラー設備に代えて、より設置が容易と考えられるパッケージ型自動消火設備を設置できるようにすることを内容とするものであり、スプリンクラー設備の設置義務や設置及び維持に係る技術上の基準に変更を加えるものではありません。 なお、今回の告示改正により新たにスプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備の設置が必要となるものではありません。	無
--------	--	--	---

○提出意見数：32件

※提出意見数は、提出意見者数としています。

※上表は意見の内容別に整理しています。(1者から複数内容の意見が提出されたものについても、内容ごとに整理・要約しています。)

【パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見の反映の有無
No. 1	「火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に設ける放出口から消火剤が放射されないように設置する場合」とはどのようなものを想定しているのか。	「火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合」は、最初に火災を感知した同時放射区域以外の作動装置等には受信装置から起動信号を発信しないように設置する場合又は隣接する各同時放射区域の境界部分に350mmのたれ壁を設置する場合等を想定しています。その内容については通知で示すことを予定しています。	無
No. 2	感知器型感知器の設置基準は自動火災報知設備の基準により、感知器が必ずしも放射区域の中心付近に設置されるとは限らないため、隣接する区域でそれぞれの感知器が極端な位置に設置された場合は、各区域で発生した火災を確実に検知することが難しくなるのではないのか。	パッケージ型自動消火設備の感知部は、告示において、各同時放射区域において発生した火災を有効に感知できるように設けることとされています。	無
No. 3	特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは異なり、パッケージ型自動消火設備は限られた量しか消火薬剤が放出されないことから、パッケージ型自動消火設備の消火薬剤等を2以上の隣接する同時放射区域に共有することは反対である。	パッケージ型自動消火設備は、水よりも消火性能が高い消火薬剤を用いており、また、必要な消火性能を有していることを消火試験により確認することとしているため、消火薬剤等を2以上の隣接する同時放射区域で共有しても差し支えないと考えます。	無
No. 4	本改正に賛成である。 スプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を用いることができるというのは、寒冷地等での設置が容易になると考えられる。 また、今回のパッケージ型自動消火設備の改正は消火設備の導入促進に望ましい影響があるのではないのか。	賛成の御意見として承ります。	無

○提出意見数：2件

※提出意見数は、提出意見者数としています。

※上表は意見の内容別に整理しています。（1者から複数内容の意見が提出されたものについても、内容ごとに整理・要約しています。）

○消防庁告示第二号

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十六年総務省令第九十二号）第一条第二項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十二号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第一条第二項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

消防庁長官 佐々木敦朗

第三中「を設置することができ防火対象物は」を「は」に改め、「昭和三十六年政令第三十七号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「であつて、次の各号に定めるもの」を削り、「による」を「であつて、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができるとする」に改め、同各号を次のように改める。

一 次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定めるもの

(一) I型 次に掲げるもの

イ 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が六以下であり、かつ、延べ面積が三千平方メートル以下のもの

ロ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が三以下であり、かつ、延べ面積が二千平方メートル以下のもの

(二) II型 次に掲げるもの

イ 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が四以下であり、かつ、延べ面積が千五百平方メートル以下のもの

ロ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が二以下であり、かつ、延べ面積が千平方メートル以下のもの

二 前号に掲げるもののほか、平成十六年消防庁告示第十三号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十三条第三項各号に掲げる部分

第六第一号中「放出」を「放射」に改め、同第三号中「掲げる消火薬剤の種類」を「掲げる消火薬剤の種類」に、「I型又はII型の放射率」を「区分に応じた率以上の率」に改め、同号の表中「種別」を「種類」に改め、「以上」を削り、同表備考を削り、同第四号中「重量」を「質量」に改める。

第七を次のように改める。

第七 消火薬剤の種類及び貯蔵量

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵量は、次の各号に定めるところによる。

一 消火薬剤の種類は、第八第一号に定める強化液、第八第二号に定める第一種機械泡若しくは第二種機械泡又は第八第三号に定める第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水若しくは第三種浸潤剤等入り水とすること。

二 消火薬剤の貯蔵量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じた量以上の量とすること。

消火薬剤の種類		消火薬剤の貯蔵量（リットル）	
強化液 第一種機械泡 第二種機械泡 第一種浸潤剤等入り水 第二種浸潤剤等入り水 第三種浸潤剤等入り水	I	型	II
	二百		六十
	二百		
	二百		
	二百		
	八十		

第八中「次に」を「次の各号に」に改め、同第一号から第四号までを次のように改める。

一 強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で、次に適合するものとする。

(一) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであって、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを

発生しないものであること。

- (二) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。
- (三) 浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあつては、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用すること。

(四) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。

(五) アルカリ性反応を呈すること。

(六) 凝固点が零下二十度以下であること。

(七) 第四号の試験に適合すること。

二 第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号(一)から(四)まで及び(七)に定めるもののほか、次に適合するものとする。

(一) 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

(二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。

(三) 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上であること。

(四) 凝固点は、使用温度の下限值未満であること。

三 第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含む水溶性の消火薬剤で、第一号(一)から(四)まで及び(七)並びに前号(四)の規定に適合するものとする。

四 消火薬剤の性能に関する試験は、(一)から(七)までに定めるところにより、その判定は(八)の規定により行うこと。

(一) 消火薬剤の量、試験用消火器の容量及び消火薬剤の放射時間は、次の表の第一欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる量、同表の第三欄に掲げる容量及び同表の第四欄に掲げる時間とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の量 (リットル)	試験用消火器の容量 (リットル)	消火薬剤の放射時間 (秒)
強化液	五・〇	六・〇〓七・五	四十
第一種機械泡	五・〇	六・〇〓七・五	四十
第二種機械泡	三・〇	三・六〓四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇〓七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	三・〇	三・六〓四・五	三十五

- (二) 別図に示す模型を用いること。
 - (三) 試験用消火器は、試験を行う消火薬剤を充填した棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用すること。
 - (四) 燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点火すること。
 - (五) 点火してから三分後に、試験用消火器から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。
 - (六) 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。）において行うこと。
 - (七) 温度二十度の状態において行うこと。
 - (八) 消火薬剤の放射が終了した時に炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。
- 第八第五号中「しなければならぬ」を「すること」に改め、同第六号中「(一)から(八)まで」を「次に、」に、「しなければならぬ」を「すること」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

平成十六年消防庁告示第十二号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第一条第二項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の一部を改正する件 新旧対照表

○ 平成十六年消防庁告示第十二号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第一条第二項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第三 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件 パッケージ型消火設備は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十一条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一（一）項から（五）項まで若しくは（五）項に掲げる防火対象物又は同表（六）項に掲げる防火対象物の同表（一）項から（五）項まで若しくは（五）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四で定める数量の七百五十倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であつて、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができるものとする。 一 次の（一）又は（二）に掲げる区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に定めるもの	第三 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十一条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一（一）項から（五）項まで若しくは（五）項に掲げる防火対象物又は同表（六）項に掲げる防火対象物の同表（一）項から（五）項まで若しくは（五）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であつて、次の各号に定めるもの（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四で定める数量の七百五十倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）による。 一 I型を設置できる防火対象物

(一) I 型 次に掲げるもの

イ 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が六以下であり、かつ、延べ面積が三千平方メートル以下のもの

ロ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が三以下であり、かつ、延べ面積が二千平方メートル以下のもの

(二) II 型 次に掲げるもの

イ 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が四以下であり、かつ、延べ面積が千五百平方メートル以下のもの

ロ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が二以下であり、かつ、延べ面積が千平方メートル以下のもの

二 前号に掲げるもののほか、平成十六年消防庁告示第十三号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパツケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の規定によりパツケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十三条第三項各号に掲げる部分

(一) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が六以下であり、かつ、延べ面積が三千平方メートル以下のもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）

耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が三以下であり、かつ、延べ面積が二千平方メートル以下のもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）

(二) II 型を設置できる防火対象物

耐火建築物にあつては、地階を除く階数が四以下であり、かつ、延べ面積が千五百平方メートル以下のもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）

二 II 型を設置できる防火対象物

(一) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が四以下であり、かつ、延べ面積が千五百平方メートル以下のもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）

第六 放射性能

パッケージ型消火設備の放射性能は、次の各号に定めるところによる。

- 一 作動後すみやかに消火薬剤を放射できるものであること。
- 二 放射時間は、温度二十度において、Ⅰ型にあつては二分以上、Ⅱ型にあつては一分三十秒以上とすること。
- 三 放射率は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じた率以上の率とすること。

消火薬剤の種類		放射率（リットル／分）	
強化液	四十	Ⅰ型	四十
第一種機械泡	四十	Ⅱ型	四十
第二種機械泡	二十四		
第一種浸潤剤等入り水	四十		
第二種浸潤剤等入り水	二十四		
第三種浸潤剤等入り水	十六		

第六 放射性能

(二) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が二以下であり、かつ、延べ面積が千平方メートル以下のもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）

パッケージ型消火設備の放射性能は、次の各号に定めるところによる。

- 一 作動後すみやかに消火薬剤を放出できるものであること。
- 二 放射時間は、温度二十度において、Ⅰ型にあつては二分以上、Ⅱ型にあつては一分三十秒以上とすること。
- 三 放射率は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるⅠ型又はⅡ型の放射率とすること。

消火薬剤の種類		放射率（リットル／分）	
強化液	四十以上	Ⅰ型	四十以上
第一種機械泡	四十以上	Ⅱ型	四十以上
第二種機械泡	二十四以上		
第一種浸潤剤等入り水	四十以上		
第二種浸潤剤等入り水	二十四以上		
第三種浸潤剤等入り水	十六以上		

(削る)

- 四 充填された消火薬剤の容量又は質量の九十パーセント以上の量を放射できるものであること。
- 五 放射距離は、棒状で放射した場合において、十メートル以上であること。

第七 消火薬剤の種類及び貯蔵量

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵量は

備考

- 一 強化液とは、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤（第八第二号に定める性能を有するものに限る。）で、第八第一号に定める試験において確認された性能を有するものをいう。
- 二 機械泡とは、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤（第八第三号に定める性能を有するものに限る。）で、第八第一号に定める試験において確認された性能により第一種又は第二種に区分されるものとする。
- 三 浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤（第八第四号に定める性能を有するものに限る。）で、第八第一号に定める試験において確認された性能により第一種、第二種又は第三種に区分されるものとする。
- 四 充填された消火薬剤の容量又は重量の九十パーセント以上の量を放射できるものであること。
- 五 放射距離は、棒状で放射した場合において、十メートル以上であること。

第七 消火薬剤の種類及び消火薬剤量

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵する

、次の各号に定めるところによる。

一 消火薬剤の種類は、第八第一号に定める強化液、第八第二号

に定める第一種機械泡若しくは第二種機械泡又は第八第三号に定める第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水若しくは第三種浸潤剤等入り水とすること。

二 消火薬剤の貯蔵量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じた量以上の量とすること。

消火薬剤の種類	
I 型	II 型
消火薬剤の貯蔵量 (リットル)	

消火薬剤の量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げるI型又はII型の消火薬剤量とすること。

消火薬剤の種別		貯蔵する消火薬剤量 (リットル)	
強化液		I 型	II 型
第一種機械泡		二百以上	六十以上
第二種機械泡		百二十以上	
第一種浸潤剤等入り水		二百以上	
第二種浸潤剤等入り水		百二十以上	
第三種浸潤剤等入り水		八十以上	

強化液	二百	六十
第一種機械泡	二百	
第二種機械泡	百二十	
第一種浸潤剤等入り水	二百	
第二種浸潤剤等入り水	百二十	
第三種浸潤剤等入り水	八十	

第八 消火薬剤の性能等

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の性能等は、次の各号に定めるところによる。

- 一 強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で、次に適合するものとする。

第八 消火薬剤の性能等

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の性能等は、次に定
めるところによる。

- 一 パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤性能に関する試験
パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の性能は、次の表
の上欄に掲げる消火薬剤の種別に応じ、それぞれ同表下欄に掲
げる消火模型を消火するための条件により、消火性能に関する
試験を(一)から(四)までに定めるところにより、その判定は(五)の規
定により行うものとする。

強化液	消火薬剤の種類	消火薬剤の量	試験用消火器具の容量	基準
		（リットル）	（リットル）	放射時間（秒）
五・〇			六・〇～七・五	四十

- (一) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであつて、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。
- (二) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。
- (三) 浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあつては、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用すること。
- (四) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。
- (五) アルカリ性反応を呈すること。
- (六) 凝固点が零下二十度以下であること。

第一種機械泡	五・〇	六・〇〇七・五	四十
第二種機械泡	三・〇	三・六〇四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇〇七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	三・〇	三・六〇四・五	三十五
第三種浸潤剤等入り水	二・〇	二・四〇三・〇	三十

備考

- 一 試験用消火器は、棒状ノズルの蓄圧式消火器とする。
- 二 基準放射時間は、温度二十度において行うものとする。
- (一) 消火試験は、別図に示す模型を用いるものとする。
- (二) 燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ、点火すること。
- (三) 消火は、模型に点火した後三分で開始すること。
- (四) 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。以下同じ。）において行うこと。
- (五) 消火薬剤の放射終了時において残炎が認められず、かつ、放射終了後二分以内に再燃しない場合においては、それらの模型は完全に消火されたものと判定すること。

(七) 第四号の試験に適合すること。

二 第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号(一)から(四)まで及び(七)に定めるもののほか、次に適合するものとする。

(一) 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

(二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。

(三) 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上であること。

(四) 凝固点は、使用温度の下限値未満であること。

三 第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸

二 強化液消火薬剤

第一号に定める消火薬剤のうち強化液消火薬剤は、(一)から(七)までに適合するアルカリ金属塩類の水溶液でなければならぬ。

(一) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであつて、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。

(二) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。

(三) 消火薬剤には、浸潤剤等を混和し、又は添加することができものであること。

(四) 浸潤剤等は、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。

(五) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。

(六) アルカリ性反応を呈すること。

(七) 凝固点が零下二十度以下であること。

三 第一種機械泡及び第二種機械泡消火薬剤

潤剤等入り水は、浸潤剤等を含む水溶性の消火薬剤で、第一号(一)から(四)まで及び(七)並びに前号(四)の規定に適合するものとする。

四 消火薬剤の性能に関する試験は、(一)から(七)までに定めるところにより、その判定は(八)の規定により行うこと。

(一) 消火薬剤の量、試験用消火器の容量及び消火薬剤の放射時間は、次の表の第一欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる量、同表の第三欄に掲げる容量及び同表の第四欄に掲げる時間とすること。

第一号に定める消火薬剤のうち、第一種機械泡及び第二種機械泡消火薬剤は、前号(一)から(五)までの規定の例によるほか、(一)から(四)までに適合するものとする。

(一) 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

(二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。

(三) 温度二十度の消火薬剤を充てんした発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上であること。

(四) 凝固点は、使用温度の下限值未満であること。

四 第一種、第二種及び第三種浸潤剤等入り水消火薬剤

第一号に定める消火薬剤のうち第一種、第二種及び第三種浸潤剤等入り水消火薬剤は、第二号(一)から(五)まで及び前号(四)の規定の例によるものとする。

強化液	第一種機械泡	第二種機械泡	第一種浸潤剤等入り水	第二種浸潤剤等入り水	第三種浸潤剤等入り水	消火薬剤の種類	消火薬剤の量 (リットル)	試験用消火器の容量 (リットル)	消火薬剤の放射時間 (秒)
						五・〇	五・〇	六・〇	四十
						五・〇	六・〇	七・五	四十
						五・〇	六・〇	七・五	四十
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・五	三十五
五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	三・〇	二・〇	五・〇	三・六	四・	

(五) 点火してから三分後に、試験用消火器から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。	(六) 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。）において行うこと。	(七) 温度二十度の状態において行うこと。	(八) 消火薬剤の放射が終了した時に炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。	五 消火薬剤は、希釈、濃縮、固化、吸湿、変質その他の異常を生じないように、容器に封入すること。	六 消火薬剤の容器（容器に表示することが不適当な場合にあつては、包装）には、次に掲げる事項を記載した簡明な表示をすること。	(一) 「消火設備用消火薬剤」の文字	(二) 消火薬剤の種類	(三) 消火薬剤の容量又は質量	(四) 腐食性	(五) 取扱以上の注意事項	(六) 製造年月	(七) 製造者名又は商標	(八) 型式番号
				五 消火薬剤は、希釈、濃縮、固化、吸湿、変質その他の異常を生じないように、容器に封入しなければならない。	六 消火薬剤の容器（容器に表示することが不適当な場合にあつては、包装）には、(一)から(八)までに掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。	(一) 「消火設備用消火薬剤」の文字	(二) 消火薬剤の種類	(三) 消火薬剤の容量又は質量	(四) 腐食性	(五) 取扱以上の注意事項	(六) 製造年月	(七) 製造者名又は商標	(八) 型式番号

○消防庁告示第三号

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十六年総務省令第九十二号）第二条第二項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十三号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

消防庁長官 佐々木敦朗

第二第十四号中「選択弁」を「選択弁等」に改め、「拡大」を削り、同号を同第十七号とし、第二中第九号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、同第八号の二中「及び」を「、及び」に改め、同号を同第十一号とし、第二中第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 I型 第六、第十五及び第十六においてI型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。

二 II型 第六、第十五及び第十六においてII型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。

第三を次のように改める。

第三 パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

パッケージ型自動消火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める防火対象物又はその部分に設置することができるものとする。

一 I型 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号、第三号、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第十二条第二項第二号ロに規定する部分を除く。）のうち、令別表第一(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物又は同表(六)項に掲げる防火対象物の同表(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が一万平方米以下のも

二 II型 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの（易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）

第四第一号中「防火対象物の」を「防火対象物又はその部分のうち、」に改め、同第二号後段を削り、同第三号中「その」を「当該設備の」に、「同時放射区域」を「各同時放射区域」に改め、同第四号中「設ける」を「設置する」に改め、同第六号中「パッケージ型自動消火設備の消火薬剤」を「I型にあつては、次に定めるところにより、消火薬剤」に、「場合にあつては、次による」を「ことができる」に改め、同号(一)を次のように改める。

(一) 隣接する同時放射区域間の設備を共用しないこと。ただし、次の場合にあつては、この限り

でないこと。

イ 隣接する同時放射区域が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百七条若しくは第一百七条の二に規定する技術的基準に適合する壁若しくは間仕切壁又はこれらと同等以上の性能を有する壁若しくは間仕切壁で区画され、かつ、開口部に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備である防火戸が設けられている場合

ロ 入所者が就寝に使用する居室以外であつて、講堂、機能訓練室その他これらに類するもので、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼のおそれが少ないと認められる場所に設置する場合

ハ イ又はロに掲げる場合のほか、令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分に設置する場合であつて、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合

第四第六号(二)中「パッケージ型自動消火設備は、」を削り、「放出できるものである」を「放射できるパッケージ型自動消火設備を用いる」に改め、同号(三)中「パッケージ型自動消火設備の」を削り、「ものである」を「パッケージ型自動消火設備を用いる」に改め、第四に次の二号を加える。

七 パッケージ型自動消火設備の放出口は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下

「規則」という。）第十三条第三項各号に掲げる部分以外の部分に設けること。

八 第十七第二号(三)の火災拡大抑制試験において、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定の時間建築基準法施行令第百八条の二各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げをした試験室のみを用いて消火性能を判定したパッケージ型自動消火設備の放出口にあつては、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを当該材料と同等以上の性能を有する材料とした部分にのみ設けることができること。

第五第一号中「パッケージ型自動消火設備に表示されている防護区域を有効に包含するように」を「当該感知部に係る警戒区域及び当該放出口に係る防護区域が一の同時放射区域を有効に包含するよう」に、に改め、同第四号を次のように改める。

四 床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める高さとする。

(一) I型 二・四メートル（第十七第一号の消火試験を別図一に示すA模型を使用し感知部と連動させた状態で行った結果、二・四メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあつ

ては、当該高さ）以下

(二) II型 二・五メートル（第十七第二号の消火試験を行った結果、二・五メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあっては、当該高さ）以下

第五第六号後段を削り、同第八号に次のただし書を加える。

ただし、II型についてこれらを難燃性の箱に収納する場合にあっては、点検に便利な箇所に設置すれば足りること。

第六第十四号を同第十五号とし、同第十三号中「一つの」を「一の」に改め、同号を同第十四号とし、同第十二号を同第十三号とし、同第十一号中「、又は」を「又は」に改め、同号を同第十二号とし、第六中第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同第五号の次に次の一号を加える。

六 主電源に電池を用いないこと。ただし、次に適合するパッケージ型自動消火設備（II型に限る。）について当該設備を有効に作動させることができる容量を有する電池を用いる場合は、この限りでないこと。

(一) 電池の交換が容易にできること。

(二) 電池の電圧がパッケージ型自動消火設備を有効に作動できる電圧の下限値となったことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音等により伝達することができること。

第八を次のように改める。

第八 放出口及び放出導管

放出口及び放出導管は、次の各号に定めるところによる。

一 金属材料で造ること。ただし、火災によって生ずる熱により変形、損傷等が生じない措置を講ずる場合は、この限りでないこと。

二 耐圧試験（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号。第九第一号において「消火器規格省令」という。）第十二条第一項第一号の規定の例により行う試験をいう。）を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、変形を生じないこと。

三 内面等の放射に係る部分は、平滑に仕上げること。

四 放出口の取付け部と放出導管は、確実に取り付けること。

五 管継手は、放出導管を確実に接続することができるものであること。

六 消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあつては、消火薬剤及び加圧用ガス）を貯蔵する容器から放出口までの放出導管（Ⅱ型に係るものに限る。）の長さは、十メートル以下とすること。

七 前各号に定めるところによるほか、火源を検知し方向を定めて消火薬剤を放射し、火災を消火する方式のものにあつては、次に定めるところによる。

（一）自動的に、かつ、確実に火源の位置を検知できること。

(二) 自動的に放出口を消火のために有効な方向に向けることができること。

(三) 放出口は、消火薬剤を消火のために有効な分布で放射することができること。

第九第一号中「、第三十五条第一項」を削り、同第二号中「消火薬剤の放出」を「I型にあつては、消火薬剤の放射」に改める。

第十第一号中「第八第一号(一)から(三)まで」を「第八第一号から第三号まで」に改め、同第二号中「放出」を「放射」に改める。

第十一第三号に次のただし書を加える。

ただし、一の警戒区域から二以上の異なる火災信号を受信し、作動装置等に起動信号を発信した後において、異なる警戒区域から二以上の異なる火災信号を受信した場合には、起動信号を発信しなくてもよいこと。

第十一第七号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第十二中「パッケージ型自動消火設備」の下に「(I型に限る。)」を加え、同第一号中「第八第一号(一)から(三)まで」を「第八第一号から第三号まで」に改め、同第二号中「当該」を「火災の発生した警戒区域に対応する」に改める。

第十三中「電気を使用するパッケージ型自動消火設備」を「パッケージ型自動消火設備(主電源に電池を用いるものを除く。)」に改める。

第十四第三号中「電源の電圧を次の範囲内で」を「次の(一)又は(二)に掲げる電源の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める範囲内で電圧を」に改め、同号(一)中「以下」の下に「(主電源に電池を用いるパッケージ型自動消火設備にあつては、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下)」を加える。

第十五第二号を次のように改める。

二 次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める量以上の量を放射できること。

(一) I型 充填された消火薬剤の容量又は質量の八十五パーセントの量

(二) II型 充填された消火薬剤の容量又は質量の九十パーセントの量

第十六から第十八までを次のように改める。

第十六 消火性能

パッケージ型自動消火設備の消火性能については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める試験に適合するものとする。

一 I型 第十七第一号(一)の第一消火試験(第八第七号に定める放出口を有しないパッケージ型自動消火設備について試験を行う場合に限る。)又は第十七第一号(二)の第二消火試験

二 II型 第十七第二号(一)の第一消火試験、同号(二)の第二消火試験及び同号(三)の火災拡大抑制試験

第十七 消火試験

パッケージ型自動消火設備の消火性能を判定する消火試験の方法は、次の各号に定めるところによる。

一 I型における消火試験は、次に定めるところによること。

(一) 第一消火試験は、イからへまでに定めるところにより、その判定はトの規定により行うこと。

イ 別図一に示すA模型及びB模型を用いること。

ロ A模型及びB模型は、防護区域内の任意の場所にその模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるようにそれぞれ置くこと。

ハ A模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ、点火すること。

ニ 放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火してから三分後に、放出口から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

ホ 放射が終了した後、ただちにB模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、消火薬剤の放射開始から二十分を経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すること。

ヘ 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。(二)ト及び第十九第四号(六)において同じ。）において行うこと。

ト 次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(1) A 模型について、消火薬剤の放射を開始してから三分後（放射時間が三分以下のものにあっては放射が終了した時）に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射を開始してから二十分を経過するまでの間に再燃しない場合

(2) B 模型について、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度の上昇が、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまでの間、百七十度を超えない場合

(二) 第二消火試験は、イからトまでに定めるところにより、その判定はチの規定により行うこと。

イ 別図一に示す A 模型二個を用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。

ロ A 模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ、点火すること。

ハ 放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火してから三分後に、放出口から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

ニ 別図一に示す B 模型二個を用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。

ホ パッケージ型自動消火設備に適切な措置を施し、ハで確認された放射パターンとなるように放出口から消火薬剤を放射すること。

ヘ 放射が終了した後、ただちに B 模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘプタンを入れ

て点火し、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すること。

ト 無風の状態において行うこと。

チ 次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(1) A模型について、消火薬剤の放射を開始してから三分後に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射を開始してから二十分を経過するまでの間に再燃しない場合

(2) B模型について、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度が、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまでの間、百七十度以上に上昇しない場合

二 II型における消火試験は、次に定めるところによること。

(一) 第一消火試験は、イからハまでに定めるところにより、その判定は二の規定により行うこと。

イ 厚さ四ミリメートルのラワン合板を用いた壁体模型二個及び別図二に示すC模型二個を別図三に示す位置に置くこと。

ロ 放出口を別図三に示す位置に取り付けること。

ハ 各C模型全体にそれぞれエタノール五十ミリリットルを散布し、点火すること。

ニ 消火薬剤の放射が終了してから一分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(二) 第二消火試験は、イからハまでに定めるところにより、その判定は二の規定により行うこと。

イ 別図四に示すD模型を別図五に示す位置に置くこと。

ロ 放出口を別図五に示す位置に取り付けること。

ハ D模型の燃焼なべに、一・五リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、五分間予燃した後に試験を開始すること。

ニ 消火薬剤の放射が終了してから一分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(三) 火災拡大抑制試験は、イからホまでに定めるところにより、その判定はへの規定により行うこと。

イ 別図六に示す試験室で試験を行うこと。

ロ 別図七に示すE模型及び別図八に示す家具模型二個を用い、厚さ六ミリメートルの不燃材料の上に置くこと。

ハ 試験室の天井部に、感知部及びスプリンクラーヘッド（標示温度七十二度で感度種別が一種のものに限る。）を別図六に示す位置に取り付けること。

ニ 試験室の天井部に、放出口を、当該放出口に係る防護区域が別図六に示す試験用同時放射区域を有効に包含するように、かつ、当該区域内に均等に配置されるように取り付けること。

ホ 燃焼皿に○・五リットルの水及び○・二五リットルのノルマルヘプタンを入れ点火するとともに、家具模型に点火すること。

へ 次の(1)から(4)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(1) 別図六に示す熱電対 a 及び熱電対 b において測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、いずれも三百十五度を超えないこと。

(2) 別図六に示す熱電対 c において測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、九十三度を超えず、かつ、二分間以上継続して五十四度を超えないこと。

(3) 別図六に示す熱電対 d において測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、二百六十度を超えないこと。

(4) 点火してから三十分を経過するまでの間、試験室に設置されたスプリンクラーヘッドが作動しないこと。

第十八 消火薬剤の種類及び貯蔵量

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵量は、次の各号に定めるところによる。

一 消火薬剤の種類は、次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める種類とすること。

(一) I型 第十九第一号に定める強化液、第十九第二号に定める第一種機械泡若しくは第二種機械泡又は第十九第三号に定める第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水若しくは第三種浸潤剤等入り水

(二) II型 第十九第三号に定める第三種浸潤剤等入り水

二 消火薬剤の貯蔵量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分及び防護面積に応じた量以上の量とすること。

消火薬剤の種類		消火薬剤の貯蔵量（リットル）				
		I 型				
強化液	防護面積十 三平方メー トル	防護面積二 十一平方メ ートル	防護面積三 十四平方メ ートル	防護面積五 十五平方メ ートル	II 型	
	二百三十四	三百七十八	六百十二	九百九十		
	第一種機械泡	二百三十四	三百七十八	六百十二		九百九十
	第二種機械泡	百四十一	二百二十七	三百六十八		五百九十四
	第一種浸潤剤等入り水	二百三十四	三百七十八	六百十二		九百九十
第二種浸潤剤等入り水	百四十一	二百二十七	三百六十八	五百九十四		

三 I型における放射時間は、一分以上とすること。

第十九中「消火薬剤性能等は次」を「消火薬剤の性能等は、次の各号」に改め、同第一号から第四号までを次のように改める。

一 強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で、次に適合するものとする。

(一) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであつて、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。

(二) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。

(三) 浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあつては、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用すること。

(四) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。

(五) アルカリ性反応を呈すること。

(六) 凝固点が零下二十度以下であること。

(七) 第四号の試験に適合すること。

二 第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号(一)から(四)まで及び(七)に定めるもののほか、次に適合するものとする。

(一) 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

(二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。

(三) 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するため要する時間が一分以上であること。

(四) 凝固点は、使用温度の下限値未満であること。

三 第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含む水溶性の消火薬剤で、第一号(一)から(四)まで及び(七)並びに前号(四)の規定に適合するものとする。

四 消火薬剤の性能に関する試験は、(一)から(七)までに定めるところにより、その判定は(八)の規定により行うこと。

(一) 消火薬剤の量、試験用消火器の容量及び消火薬剤の放射時間は、次の表の第一欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる量、同表の第三欄に掲げる容量及び同表の第四欄に掲げる時間とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の量	試験用消火器の容量	消火薬剤の放射時間
---------	--------	-----------	-----------

	(リットル)	(リットル)	(秒)
強化液	五・〇	六・〇ゝ七・五	四十
第一種機械泡	五・〇	六・〇ゝ七・五	四十
第二種機械泡	三・〇	三・六ゝ四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇ゝ七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	三・〇	三・六ゝ四・五	三十五
第三種浸潤剤等入り水	二・〇	二・四ゝ三・〇	三十

(二) 別図九に示すF模型を用いること。

(三) 試験用消火器は、試験を行う消火薬剤を充填した棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用すること。

(四) 燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点火すること。

(五) 点火してから三分後に、試験用消火器から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

(六) 無風の状態において行うこと。

(七) 温度二十度の状態において行うこと。

(八) 消火薬剤の放射が終了した時に炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過する

までの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

第十九第五号中「しななければならない」を「すること」に改め、同第六号中「(一)から(八)まで」を「

第二十中第十一号を第十三号とし、第五号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 主電源に電池を用いるものにあつては、当該電池の種類及び電圧第二十第三号を同第四号とし、同第二号中「種別」を「種類」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

II型又はII型の別

別図二を次のように改める。

別圖 2

